

明石市立二見こども園（幼保連携型認定こども園）

幼稚園部分（１号認定）

預かり保育について

1. 実施日 4月1日から3月31日
- ・保育を実施しない土・日・祝日、12月29日～1月3日、気象警報発令などで臨時休業になった場合を除く。
 - ・春休みと代休日の利用は、優先利用の方のみになります。
 - ・4月入園当初の預かり保育利用はお子様の様子により慣らし保育を行います。
 - ・実施日においては、3・4・5歳児をあわせて20名を目安として受入れいたします。20名を超えた日については、抽選となります。

2. 実施時間 教育時間終了後から午後4時まで
長期休業中は午前8時40分から午後4時まで

3. 対 象 在籍園児

4. 料 金

（１）預かり保育利用料

1時間150円 × 利用時間（1時間未満は切り上げ） ＝ 1日当たりの利用料金

- ・保護者の就労等の理由によるご利用で園の認定を受けた場合、上記時間内の利用については月額利用料金から2割引（優先利用：園に申請）となります。
- ・施設等利用給付認定（新2号認定）を受けている場合は、その月の利用日数×450円を上限として無償となります。（こども育成室利用担当に申請）
- ・生活保護法による被保護世帯など、預かり保育利用料金の支払いが免除となる場合があります。
- ・利用料金は、月末に精算し翌月に現金で徴収します。

（２）預かり保育中の給食費（市内在住の場合）

	昼食代	間食（おやつ）代
1号認定の方	1食あたり 230円	1食あたり 50円
新2号認定の方	喫食数にかかわらず、月額600円 （おやつמן時間まで預かり保育を利用する場合、おやつも提供されます）	

- ・長期休業中、11時30分以降から利用する場合、昼食の提供はありません。昼食はご家庭で食べてからきてください。
- ・市外在住の場合の給食費については、園へお問い合わせください。

5. 市立幼稚園（幼稚園型認定こども園）との違い

- ・二見こども園では、3・4・5歳児は預かり保育利用時に午睡をします。